

平成28年10月5日

答申第728号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成23年度決算で計上した未認識数理計算上の差異を翌年度訂正している」として、「修正したデータの項目名、訂正が必要となった理由及び修正前と修正後のそれぞれの金額が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、情報提供として、「未認識数理計算上の差異を修正している事実はない」とした上で、NHKでは、数理計算上の差異のうち、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異等については発生年度末に認識し、数理計算に用いた見積数値と実績との差異については発生年度の翌年度に発生年度分を認識しており、いずれも発生年度の翌年度より16年間で費用処理をしていることを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年10月5日（第242回審議委員会）

第741号諮問、審議、答申